

# 津波発生時の避難確保計画

【施設名：五十嵐記念病院在宅総合ケアセンター】

令和 8 年 3 月 21 日 作成

## 目次

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告・公表	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	防災体制	2	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
	施設周辺の避難経路図	6	別紙 1
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	様式 5
8	防災教育および訓練の実施	8	} 様式 6
9	防災教育および訓練の年間計画	9	

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	施設利用者緊急連絡先一覧表	10	様式 7
11	緊急連絡網	11	様式 8
12	外部機関等への緊急連絡先一覧表	11	様式 9
13	対応別避難誘導方法一覧表	12	様式 10
14	防災体制一覧表	13	様式 11

### 1 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本施設は高齢者を対象とした施設であり、自力での避難が困難な者が多いことから、屋外への避難は行わず、建物上階への垂直避難を基本とする。(1階の浴室に居る利用者を3階以上に避難誘導させる)

本計画に基づき、職員による的確な判断と介助のもと、迅速かつ安全な避難の確保を図る。

### 2 計画の報告・公表

計画を作成したときは、当該計画を市町村長へ報告するとともに、公表する。

また、職員に対して計画内容の周知を図るとともに、必要に応じて利用者及びその家族へ説明を行う。

また、施設のホームページへの掲載や、施設内への掲示等を行う。

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

#### 【施設の状況】

津波ハザードマップに基づく基準水位 3 m ~ 10 m  
 浸水開始時間 34分 ~ 36分

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 60 名	昼間 12~15 名	休日 60 名	休日 9~12 名
夜間 60 名	夜間 3 名		

#### 4 防災体制

体制	体制確立の判断時期	活動内容（例）	対応要員（例）
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急地震速報</li> </ul>	津波情報等の情報収集	事務（施設長、生活相談員）2名
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の発生する可能性があるが到達時間が長い場合（遠地で発生した地震や火山噴火に伴う津波など）</li> </ul>	津波情報等の情報収集	事務2名
		使用する資器材の準備	介護職員3名
		入所者家族への連絡	看護職員3名
		周辺住民への協力依頼	事務1名
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報、津波警報、大津波警報（津波特別警報）の発表</li> <li>避難指示の発令</li> <li>危険の前兆を確認<sup>(※)</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>※1階の浴室にいる利用者を3階以上に避難誘導する。状況によっては1階と2階の併設病院の外来患者やデイケアの利用者の避難誘導の助勢。</li> </ul>	避難誘導要員 介護職4名 看護職2名

(※) 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに自発的かつ速やかに立ち退き避難を開始する必要がある。

連絡体制および対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期および役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急地震速報</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>注意体制確立</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波情報等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務（施設長、生活相談員）2名</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の発生する可能性があるが到達時間が長い場合（遠地で発生した地震や火山噴火に伴う津波など）</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>警戒体制確立</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波情報等の情報収集</li> <li>使用する資器材の準備</li> <li>入所（院）者家族への事前連絡</li> <li>周辺住民への事前協力依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務2名</li> <li>介護職員3名</li> <li>看護職員3名</li> <li>事務1名</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報、津波警報、大津波警報（津波特別警報）の発表</li> <li>避難指示の発令</li> <li>危険の前兆を確認<sup>(※)</sup></li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>非常体制確立</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>※1階の浴室にいる利用者を3階以上に避難誘導する。状況によっては1階と2階の併設病院の外来患者やデイケアの利用者の避難誘導の助勢。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導要員</li> <li>介護職4名</li> <li>看護職2名</li> </ul>

(※) 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに自発的かつ速やかに立ち退き避難を開始する必要がある。

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報および収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波注意報・津波警報・注意報 津波情報（予想される津波の到達時刻や高さ）	防災ネットあきた、テレビ、ラジオ（緊急告知ラジオ）、気象庁ホームページ、など
避難指示	秋田市ホームページ、防災ネットあきた、テレビ、ラジオ（緊急告知ラジオ）、気象庁ホームページなど

### (2) 情報伝達

「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

#### 【参考】津波警報、注意報の種類（気象庁）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだは流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

## 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

### (1) 避難場所

ア 避難場所は下表のとおりとする。

イ 津波からの避難は、秋田市が指定する避難場所に限らず、津波災害警戒区域（津波浸水想定区域）の外への避難を基本とする。

ウ 津波避難ビルは津波災害警戒区域の外への避難が間に合わない場合、緊急的に避難する建物のため、基本的に津波避難ビルは避難場所として設定しない。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

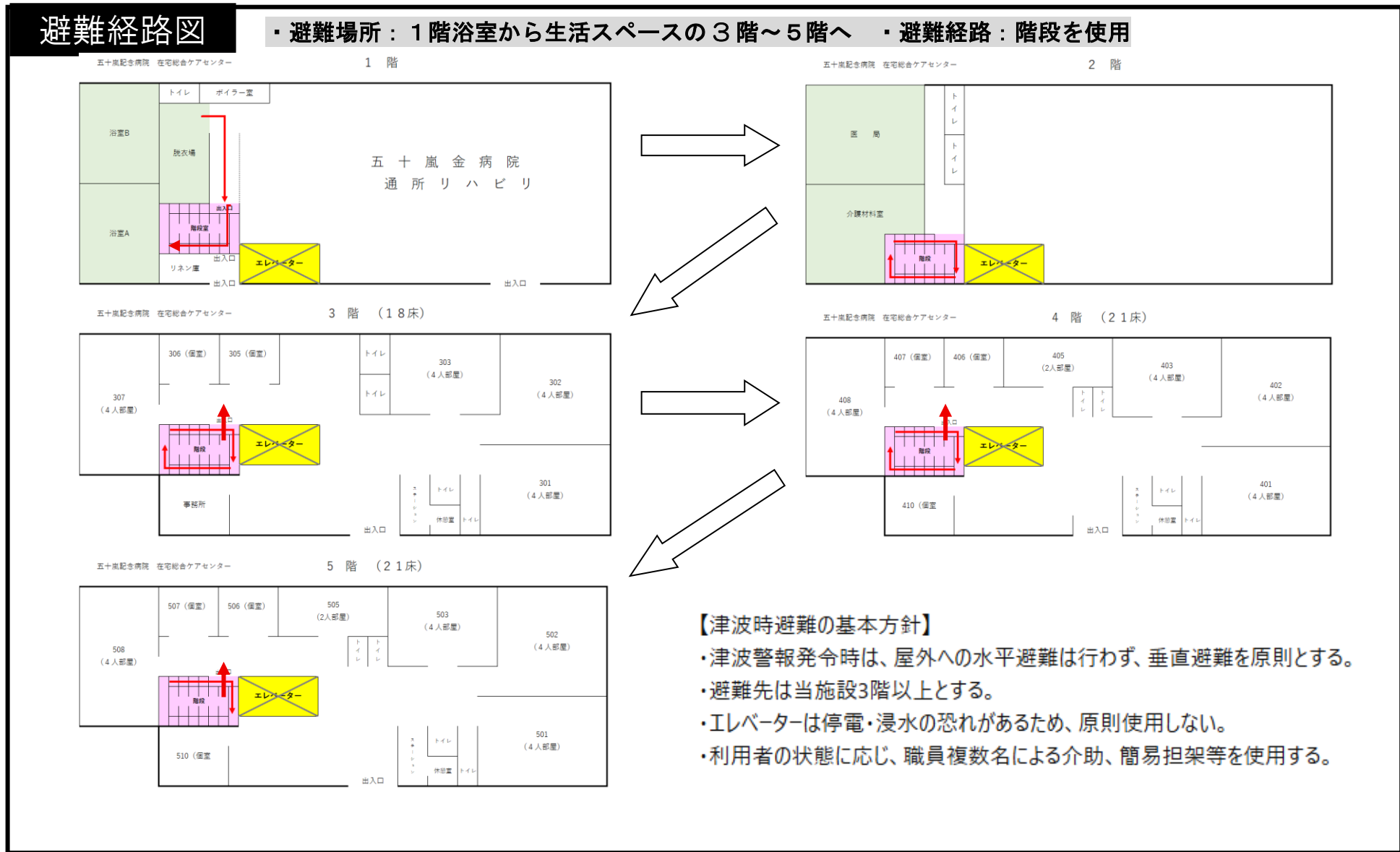
避難場所までの移動距離および移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	施設内 3 階以上へ	( 25 ) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ( ) 台

(メモ) 立ち退き避難を原則とし、屋内安全確保は記載しない。

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難経路および避難場所は、以下のとおりとする。



## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達および避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input checked="" type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> アナログ回線電話 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 自家発電装置あり <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	<input checked="" type="checkbox"/> 水（1人あたり <u>3.5ℓ</u> ） <input checked="" type="checkbox"/> 食料（1人あたり <u>6食分</u> ） <input checked="" type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき（2日間の在庫）
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル類 <input type="checkbox"/> ( )

## 8 防災教育および訓練の実施

- ・ 毎年 6 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・ 毎年 6 月/3 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達および避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・ その他、年間の教育および訓練計画を毎年 4 月に作成する。
- ・
- ・

9 防災教育および訓練の年間計画

